

農業者年金を受給している方へ

変更があった場合は届出を

経営移譲年金受給者が次の場合には支給停止、または、減額される場合がありますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

- 農地を取得したとき
- 農業経営を再開したとき
- 貸借している農地の売買や農地以外への転用をするとき
- 貸借している相手方を変更するとき

また、次の場合には、農業者年金基金への届出が必要となりますので、農業委員会事務局へご連絡ください。

- 住所、年金振り込み口座などの変更があった場合
- 受給者が亡くなった場合



農地に関する相談

お気軽にご相談ください

農地の売買、貸借、農地転用など、さまざまな相談を随時、受けており

ます。相談は無料で、秘密は厳守しますので、お気軽に農業委員会事務局までご相談ください。

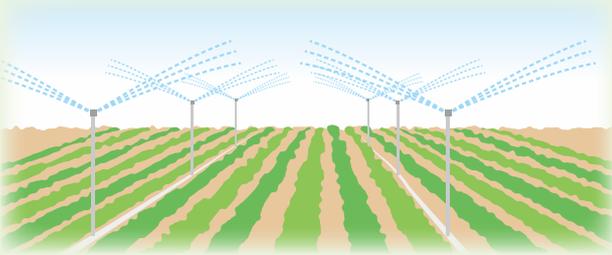
畑地への散水

道路への飛散を防ぎましょう

スプリンクラーなどの使用について、キャベツ、ブロッコリーなどの定植、育成時に道路への飛散が見られます。

これに伴い、車・自転車・歩行者が通行時に水がかからないように避けて通行する場合があります。特に夕暮れ時の自転車・歩行者の通行、また、冬季においては飛散が原因と思われる路面凍結など、大変危険な状況が発生しています。

農地への散水について、反転式もしくは、飛散防止器具を使用するなど、ご協力をお願いします。



農地の土砂流出防止

自分の土地は自分で管理を

農地からの耕土流出は、雨期、台風などの豪雨時のほか、耕起直後の降雨時に多く発生します。



このような状況は、道路通行や排水路などに支障をきたし、大きな事故や災害を招くこともあります。

自分の農地は自分で管理するという意識を持つとともに、農地から流出したと思われる土砂は、農地などに戻し、地域の排水路や道路の保全に努めましょう。

- 法面に植物を植えて法面を保護しましょう。



うねに稲わらなどをおいて、土砂

の流出を抑えましょう。

■ 畑と排水路や道路との境にうねを作り、畑表面からの土砂の流出を防ぎましょう。

■ 温室などからの雨水は道路に流さず、直接排水路に流すようにしましょう。

■ 除草剤の使い方を工夫しましょう。

農地改良は工事前に手続きを

優良農地の確保と安定経営のために

所有者または耕作者が、農地を農地として改良するために、埋立盛土工事（転用を伴うものは除く）をする場合には、工事前に農地改良届を提出してください。

これは、優良農地の確保や農業生産、農業経営の安定を目的に、農地法に違反する転用行為を未然に防止するためです。

農地改良をする場合には、事前に工事の内容を確認し、耕作に適する土で埋めてください。

